

公 示

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

平成23年5月20日

関東運輸局長	神谷 俊広
東京運輸支局長	飯村 勉
神奈川運輸支局長	萩原 邦男
埼玉運輸支局長	鈴木 守
群馬運輸支局長	中島 章
千葉運輸支局長	門井 正則
茨城運輸支局長	鬼沢 秀通
栃木運輸支局長	菅原 晃
山梨運輸支局長	川口 千晴

記

準特定地域における期間限定減車の要件

(1) 対象地域の指定

準特定地域における一般タクシー事業者の一般タクシー車両の車両数の合計が、関東運輸局が示した当該準特定地域の適正車両数の幅の上限値を下回った場合に、当該準特定地域を期間限定減車の対象地域として指定することとし、当該指定は公示（以下「地域指定公示」という。）により行うこととする。

(2) 期間限定減車期間

対象地域を指定した日から令和3年7月31日までとする。

(3) 期間限定減車対象事業者及び車両

- ① 対象事業者は、基準車両数からの減休車率が、地域指定公示に定める割合以上である一般タクシー事業者とする。
- ② 対象車両は、対象地域における一般タクシー車両であって、関東運輸局長が当該地域を対象地域として指定した時点、又は期間限定減車を実施しようとする事業者が上記①の要件に合致した時点のいずれか遅い時点以降に当該事業者が減車

する車両とする。

(4) 期間限定減車車両の取扱い

- ① 期間限定減車を実施しようとする対象事業者は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（別紙様式1）を当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。
- ② 期間限定減車期間中にその減車分の車両を増車する場合には、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請（別紙様式2）を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。
- ③ 期間限定減車期間満了後にその減車分の車両を増車する場合には、期間満了前にタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出し、当該事業計画の変更認可後3ヶ月以内に増車を実施することとする。

なお、期間満了時まで、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請が提出されなかった場合には、増車しない分の車両は期間満了をもって減車として取り扱うこととする。

(5) その他

- ① (4)②及び③の事業計画の変更認可申請の認可にあたっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について（平成26年1月27日付け公示）」（以下「措置通達」という。）のⅡ. 1. 2. 及び6. の規定は(1)①～④の各要件を適用しないこととする。
- ② 措置通達のⅢ. 監査の特例、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月30日付け公示）」及び「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に伴う違反点数の特例措置について（平成22年3月29日付け通達）」の3. 違反点数特例措置については、期間限定減車による減車は基準車両数からの減少として取り扱わない。

附 則

本公示は、平成23年5月20日から適用する。

附 則（平成24年3月27日 一部改正）

1. 本公示は、平成24年3月27日から適用する。
2. 平成24年3月26日までに(5)①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「平成26年3月31日」と読み替えて適用する。

附 則（平成25年3月22日 一部改正）

1. 本公示は、平成25年3月22日から適用する。
2. 平成25年3月21日までに（5）①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「平成26年3月31日」と読み替えて適用する。

附 則（平成26年1月27日 一部改正）

1. 本公示は、平成26年1月27日から適用する。
2. 本公示施行の際、現に改正前の規定に基づき期間限定減車を行っているハイヤー車両のうち、タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当するものの減車分の車両を増車する場合には、(4)及び(5)の規定を準用する。
3. 本公示施行の際、現に改正前の規定に基づき期間限定減車を行っているハイヤー車両のうち、前項に規定するもの以外のものの減車分の車両を増車する場合には、道路運送法第15条第3項の規定による届出によることとする。
4. 本公示施行の際、現に改正前の規定に基づきハイヤー車両の期間限定減車を行っている事業者は、2月以内に当該期間限定減車をしているハイヤー車両について、タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当する車両数とそれ以外の車両数を区分してそれぞれの車両数を当該期間限定減車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて別紙3により届け出ることとする。

当該届出により、タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当する車両数と確認されたものにあつては、この数を基準車両数に加える。

なお、期限までに当該届出がなされなかった場合には、当該期間限定減車に係る車両数はタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当しないものの車両数とみなす。

附 則（平成27年3月17日 一部改正）

1. 本公示は、平成27年3月17日から適用する。
2. 平成27年3月16日までに（4）①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「平成28年7月31日」と読み替えて適用する。

附 則（平成28年7月14日 一部改正）

1. 本公示は、平成28年7月14日から適用する。
2. 平成28年7月13日までに（4）①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「平成29年7月31日」と読み替えて適用する。

附 則（平成29年7月14日 一部改正）

1. 本公示は、平成29年7月14日から適用する。
2. 平成29年7月13日までに（4）①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「平成30年7月31日」と読み替えて適用する。

附 則（平成30年7月26日 一部改正）

1. 本公示は、平成30年7月26日から適用する。
2. 平成30年8月8日までに（4）①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「平成31年7月31日」と読み替えて適用する。

附 則（令和元年7月31日 一部改正）

1. 本公示は、令和元年7月31日から適用する。
2. 令和元年7月31日までに（4）①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「令和2年7月31日」と読み替えて適用する。

附 則（令和2年7月27日 一部改正）

1. 本公示は、令和2年7月27日から適用する。
2. 令和2年7月27日までに（4）①に基づく届出をしたものについては、実施期間の満了日を「令和3年7月31日」と読み替えて適用する。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（期間限定減車）

年 月 日

関東運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	・ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数
3 実施期間	年 月 日から令和3年7月31日
4 その他	

変更に係る新旧対照表

営業所名	新旧の別		新				旧			
	種別		一般車両		特殊車両	計	一般車両		特殊車両	計
	タクシー・ハイヤーの別		タクシー	ハイヤー			タクシー	ハイヤー		
	営業所名			その他	都市型	その他		都市型		

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一車両以外の事業用自動車）の別とする。

※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）」第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
 事業計画（事業用自動車の数）変更認可申請書
 （平成23年5月20日付け「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」
 に基づく期間限定減車車両に係る増車）

年 月 日

関東運輸局 運輸支局長 殿

住 所
 氏名又は名称
 代 表 者 名

道路運送法第15条第1項及び道路運送法施行規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更したいので認可申請いたします。

氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
変更しようとする事項	・ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数
実施予定日	年 月 日
そ の 他	

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別 タクシー・ハイヤーの別 営業所名	新					旧				
	一般車両			特殊車両	計	一般車両			特殊車両	計
	タクシー	ハイヤー				タクシー	ハイヤー			
		その他	都市型	その他	都市型					

- ※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。
- ※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）」第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。

【添付書類】

1. 当該期間限定減車届けの写し
(「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」に基づく期間限定減車)
2. 営業所における配置車両数が増加する場合は、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
3. 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合は車両の収納状況を示す平面図等の書面
4. 当該届出が増車の届けである場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
期間限定減車の区分について

年 月 日

関東運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて（平成23年5月20日付け公示）附則
第4項の規定に基づき、期間限定減車の区分を以下のとおり届出いたします。

営業所名	新旧の別		新				旧			
	種別		一般車両		特殊車両	計	一般車両		特殊車両	計
	タクシー・ハイヤーの別		タクシ-	ハイヤー			タクシ-	ハイヤー		
				その他	都市型					

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。

※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）」第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。